

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
○北海道税条例の一部を改正する条例..... (税務課)	1

条 例

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成16年3月31日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第76号
北海道税条例の一部を改正する条例
北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。
目次中「第10節 狩猟者登録税」を「第10節 削除」に、「入猟税」を「狩猟税」に改める。
第3条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同条第2項第3号を次のように改める。
(3) 狩猟税
第5条第1項中「、狩猟者登録税」を削り、「入猟税」を「狩猟税」に改める。
第8条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同項第13号中「入 猟 税」を「狩 猟 税」に改め、同号を同項第12号とする。
第24条第4項中「公益法人等（）」の次に「防災街区整備事業組合、」を加える。
第24条の2第1項第2号中「老年人（法第23条第1項第10号に該当する者をいう。第43条の7第1項において同じ。）」を「年齢65歳以上の者」に改め、同条第3項を削る。
第34条の2中「又は事業所を有する法人」を「若しくは事業所を有する法人又は外国法人」に、「控除限度額又は」を「控除限度額若しくは」に改め、「連結

控除限度個別帰属額」の次に「又は同法第145条の7において準用する同法第82条の7第1項の控除限度額」を加え、「法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）、同法第82条の8第1項又は第88条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に係るものを除く。」を「予定申告法人に係るものを除く。」に改める。

第37条の17中「第37条の10第2項に規定する証券業者」を「第37条の11の3第3項第1号に規定する証券業者等」に改める。

第42条第7項中「事業年度終了の翌日」を「事業年度終了の日の翌日」に改める。

第43条の7第1項第4号中「老年者」の次に「（年齢65歳以上の者で前年の合計所得金額が1,000万円以下であるものをいう。）」を加える。

第44条の2第2項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第44条の10の2第1項中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第44条の10の4第1項中「及び第7項」を削り、同条第2項中「第7項」を「第8項」に改め、同条第4項中「次項及び第9項」を「第6項及び第10項」に改め、同条第9項中「第4項」を「第5項」に、「第5項」を「第6項」に、「第7項」を「第8項」に改め、同項に次の1号を加え、同項を同条第10項とする。

(3) 第5項の規定の適用があると認められる不動産の取得をした者 次の事項

- ア 納税者及び譲受者又は組合員の住所及び氏名又は名称
- イ 当該防災施設建築敷地又は当該個別利用区内の宅地の所在、地番、地目及び地積（防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得の場合に限る。）
- ウ 当該防災施設建築物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積（防災施設建築物の取得の場合に限る。）
- エ 不動産の取得年月日及び譲受者又は組合員の当該不動産の取得（予定）年月日

第44条の10の4第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項」を「第5

(注) 吸い殻などのポイ捨てをなくし、みんなでクリーンな北海道をつくっていきましょう。

項」に、「当該組合又は再開発会社」を「市街地再開発組合、再開発会社、防災街区整備事業組合又は事業会社」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項第3号中「前項」を「第4項」に改め、同項に次の1号を加え、同項を同条第6項とする。

(4) 前項の規定の適用があると認められる不動産の取得 防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあっては当該取得の日から3年以内、防災施設建築物の取得にあっては当該取得の日から6月以内

第44条の10の4第4項の次に次の1項を加える。

5 知事は、防災街区整備事業組合又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第165条第3項に規定する事業会社（以下この項及び第8項において「事業会社」という。）が、同法第2条第5号に規定する防災街区整備事業の施行に伴い同法第117条第6号に規定する防災施設建築敷地（以下この項、次項及び第10項において「防災施設建築敷地」という。）若しくは同法第124条第2項に規定する個別利用区（以下この項、次項及び第10項において「個別利用区」という。）内の宅地を取得し、又は同法第117条第5号に規定する防災施設建築物（以下この項、次項及び第10項において「防災施設建築物」という。）を新築した場合において、当該不動産の取得の日から防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあっては3年、防災施設建築物の取得にあっては6月以内に、防災街区整備事業組合にあっては同法第144条第1項に規定する組合員（同法第145条に規定する参加組合員を除く。第10項において同じ。）に、事業会社にあっては同法第205条第1項第2号若しくは第7号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該防災街区整備事業組合又は事業会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

第44条の10の5第1項中「若しくは商店街振興組合」を「又は商店街振興組合」に、「若しくは中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法（平成11年法律第19号）第21条第1項第2号イ若しくは口の資金の貸付け若しくは施設の譲渡しを受けて、中小企業構造の高度化」を「又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号口の資金の貸付けを受けて、同号口に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に、「若しくは所属員」を「又は所属員」に改め、「、又は事業

協同組合等若しくは商工組合が、環境事業団の設置し、若しくは造成した施設の用に供する不動産で同条第2項に規定するものを取得した場合において当該不動産の取得の日から5年以内に当該事業協同組合等若しくは商工組合の組合員に当該不動産を譲渡したとき」及び「又は商工組合」を削る。

第45条の3第2項に次のただし書を加える。

ただし、書面の提出及び証明するに足る書類の提示について知事が認める場合は、この限りでない。

第45条の3第3項を削る。

第2章第10節を次のように改める。

第10節 削除

第85条から第89条まで 削除

第100条第4項中「混和の」を「製造の」に改める。

第101条の次に次の1条を加える。

（軽油引取税の補完的納税義務）

第101条の2 法第700条の22の2第1項第1号又は第2号の規定に違反して知事の承認を受けないで製造された軽油について、第100条第4項又は前条第1項第5号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下この条において「納税義務者」という。）が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で政令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであって当該納税義務者の法第700条の3第4項に規定する事業所若しくは前条第1項第5号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所（以下この項において「事業所等」という。）が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

第109条第1項中「者は、」の次に「併せて」を加え、同条第6項中「前項」を「第4項又は前項」に、「免税軽油使用者」を「免税軽油使用者証の交付を受けた者」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項中「免税軽油使用者」を「免税軽油使用者証の交付を受けた者」に改め、同項を同条第8項とし、同条第

4 項中「免税軽油使用者」を「免税軽油使用者証の交付を受けた者」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「免税軽油使用者」を「免税軽油使用者証の交付を受けた者」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 前項の場合において、免税軽油使用者のうち知事の承認を受けた者については、2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。

3 知事は、第1項の申請があった場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第103条の表の右欄に掲げる用途のいずれにも該当しないときその他政令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

4 知事は、免税軽油使用者証の交付を受けた者（第2項の規定により2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者をいう。以下同じ。）が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証の返納を命ずることができる。

第110条第1項中「免税軽油使用者」を「免税軽油使用者証の交付を受けた者」に改め、同条第3項中「前項」を「第1項」に改め、同条第4項及び第6項中「免税軽油使用者」を「免税軽油使用者証の交付を受けた者」に改め、同条第10項を削り、第9項を第10項とし、同条第8項中「免税軽油使用者」を「免税軽油使用者証の交付を受けた者」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「免税軽油使用者」を「免税軽油使用者証の交付を受けた者」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 知事は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。

第110条に次の2項を加える。

11 免税軽油使用者証の交付を受けた者は、免税証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなった場合においては、遅滞なく、当該免税証を知事に返納しなければならない。

12 第7項又は前項の場合において、当該免税証が情報通信技術利用条例第4条

第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付されたものであるときは、当該免税証に係る電磁的記録が当該免税軽油使用者証の交付を受けた者によってその使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去されることをもって、第7項又は前項の返納があつたものとみなす。

第111条の2第1項中「（第110条第3項の規定により2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からの申請により免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下この項において同じ。）」を削る。

「第3節 入猟税」を「第3節 狩猟税」に改める。

第120条（見出しを含む。）中「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第121条を次のように改める。

（狩猟税の税率）

第121条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 網・わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 16,500円

(2) 網・わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円

(3) 第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円

2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。

(1) 放鳥獣猟区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第68条第2項第4号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録 4分の1

(2) 前号の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3

第122条（見出しを含む。）中「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第123条を次のように改める。

（狩猟税の徴収方法）

第123条 狩猟税の徴収については、証紙徴収の方法による。

第123条の次に次の1条を加える。

（狩猟税の徴収手続）

第123条の2 狩猟税の納税者は、狩猟税を納付する義務が発生することを証する書類に証紙をはり、又は証紙の額面金額に相当する現金を添えて出納員に納付し、納税済印の押印を受けることによって証紙に代えることができる。この場合において、当該納税者が第121条第1項第2号に掲げる者であるときは、その旨を証する書類を提出しなければならない。

附則第5条の3中「特定配当等」の次に「（租税特別措置法第4条の2第9項及び第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加える。

附則第7条の2の4第1項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に改め、同条第2項中「平成11年4月1日から平成16年6月30日まで」を「平成16年4月1日から平成18年3月31日まで」に、「これらの規定中「2年」とあるのは、「3年」を「第44条の7第1項第1号中「2年」とあるのは、「3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、4年）」と、第44条の8第1項及び第2項中「2年」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、4年）」に改め、同条第3項を削る。

附則第7条の7中「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

附則第8条の3第1項中「平成14年度分及び平成15年度分」を「平成16年度分及び平成17年度分」に改める。

附則第8条の4第1項中「（第3項）」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「エネルギー消費効率」の次に「（次項において「エネルギー消費効率」という。）」を加え、「第5項及び第7項において」を「次項から第7項まで及び附則第9条の2の2第6項において」に、「第5項及び第7項並びに附則第9条の2の2第6項」を「次項、第5項及び第7項」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして政令で定めるもの（第6項並びに附則第9条の2の2第5項及び第6項において「優良低燃費車」という。）のうち、窒素酸化物の排出量が、窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして総務省令で定める許容限度（第6項並びに附則第9条の2の2第5項及び第6項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えない自動車に総務省令で定めるもの及び電気自動車等に対する第64条第1項、第2項及び第3項の規定の適用については、当該自動車に平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車に平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成18年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第8条の4第6項を次のように改める。

6 低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車に総務省令で定めるもの（第4項の規定の適用を受ける自動車を除く。）及び優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車に総務省令で定めるもの（同項の適用を受ける自動車を除く。）に対する第64条第1項、第2項及び第3項の規定の適用については、当該自動車に平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車に平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成18年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第8条の4第8項中「前項」を「第3項から前項まで」に、「同項中「税率の額」とあるのは、「税率の額（附則第8条の4第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）」とする」を「第2項の規定を準用する」に改める。

附則第9条の2第1項中「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

附則第9条の2の2第3項中「の取得」の次に「（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を加え、同条第4項を削り、同条第5項を同条第

4 項とし、同条第 6 項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律第18条第 1 項に規定する自動車で同法第20条第 1 号に規定するエネルギー消費効率に係る政令附則第16条の 2 の 5 に規定する基準に適合するもの」を「優良低燃費車」に、「窒素酸化物排出許容限度」を「低窒素酸化物排出許容限度」に改め、「又は第 4 項」を削り、「平成15年 4 月 1 日から平成16年 3 月31日まで」を「平成16年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

6 優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の 2 分の 1 を超えない自動車で総務省令で定めるもの及び低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えない自動車で総務省令で定めるものの取得（第 3 項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第92条第 1 項の規定の適用については、当該取得が平成16年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から20万円を控除して得た額」とする。

附則第 9 条の 2 の 2 第 7 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同条第 8 項を次のように改める。

8 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項及び第10項において「排出ガス保安基準」という。）に適合する自動車で政令で定めるものの取得（第 3 項、第 5 項又は第 6 項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成16年 4 月 1 日から平成17年 9 月30日までの間に行われたときに限り、第93条及び第 1 項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第 1 項に定める率から、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

- (1) バス、トラックその他の総務省令で定める自動車 100分の 2
- (2) 前号に掲げる自動車以外の自動車 100分の 1

附則第 9 条の 2 の 2 第 9 項中「、第 4 項又は第 6 項」を「、第 5 項、第 6 項又は前 2 項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 道路運送車両法第41条の規定により平成15年10月 1 日以降に適用されるべき

ものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車又は同条の規定により平成16年10月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車のうち、粒子状物質の排出量が総務省令附則第12条の 2 の 2 第 1 項に規定する許容限度の 4 分の 1 を超えない自動車で総務省令附則第 12 条の 2 の 2 第 2 項に規定するものの取得（第 3 項、第 5 項、第 6 項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成15年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日までの間に行われたときに限り、第93条及び第 1 項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第 1 項に定める率から100分の1.5を控除した率とする。

附則第 9 条の 5 第 4 項中「平成15年12月31日」を「平成20年12月31日」に改める。

附則第10条第 1 項中「から同法第31条第 1 項に規定する」を「に対し、」に、「特別控除額（」を「金額（」に、「若しくは第36条第 1 項の規定又は同法第33条第 4 項（同法第33条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。））、第36条の 2 第 3 項（同法第36条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）若しくは第37条第 6 項（同法第37条の 5 第 2 項、第37条の 7 第 4 項若しくは第37条の 9 の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）」を「又は第36条第 1 項」に、「計算される当該特別控除額」を控除した金額（第 4 項第 2 号）を「同法第31条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第 3 項第 2 号」に、「100分の 2 」を「100分の1.6」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

附則第10条第 2 項中「次項第 1 号の規定により適用される同法第69条の規定の適用がある場合又は法附則第34条第 3 項第 3 号の規定により適用される法第32条第 8 項若しくは第 9 項の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用後」を「附則第11条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後」に改め、同条第 3 項第 1 号中「第31条第 5 項第 2 号」

を「第31条第3項第2号」に改める。

附則第10条の2第1項中「平成16年度」を「平成21年度」に、「前条第1項の規定」を「前条第1項前段の規定」に改め、同項第1号中「4,000万円」を「2,000万円」に、「100分の1.6」を「100分の1.3」に改め、同項第2号中「4,000万円」を「2,000万円」に、「100分の2」を「100分の1.6」に改め、同号アを次のように改める。

ア 26万円

附則第10条の2第2項中「平成16年度」を「平成21年度」に、「第31条の2第2項第9号から第14号まで」を「第31条の2第2項第10号から第15号まで」に改め、同条第3項中「租税特別措置法第34条の2第2項第3号に掲げる場合に該当することとなった土地等につき同条第1項」を「、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、第36条の5から第37条まで、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の2又は第37条の9の3」に改め、同条第4項中「第31条の2第2項第9号から第14号まで」を「第31条の2第2項第10号から第15号まで」に、「前項」を「第2項」に改める。

附則第10条の3第1項中「附則第10項第1項」を「附則第10項第1項前段」に、「同項」を「同項前段」に改める。

附則第11条第1項を次のように改める。

当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第25条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条第1項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第4項において準用する附則第10条第3項第2号の規定により適用される第25条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する道民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道民税に関する

規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

附則第11条第2項中「第4項において準用する附則第10条第3項第1号の規定により適用される同法第69条の規定の適用がある場合又は法附則第35条第4項において準用する法附則第34条第3項第3号の規定により適用される法第32条第8項若しくは第9項の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用後」を「附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後」に改め、同条第3項中「同項第1号」を「同項」に、「100分の2」と、同項第2号中「計算した金額の100分の110に相当する金額」とあるのは「計算した金額」を「100分の1.6」に改め、同条第4項中「第31条第5項第2号」を「第31条第3項第2号」に改める。

附則第12条第1項中「第2条第17項」を「第2条第20項」に、「次条第1項及び第2項」を「次条第1項」に、「100分の2」を「100分の1.6」に改め、同条第2項中「第2条第14項」を「第2条第16項」に改め、同条第5項中「第9条の5第1項」を「第9条の6第1項」に改める。

附則第12条の2第1項中「道民税の所得割の納税義務者」を「平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の道民税に限り、所得割の納税義務者」に改め、「及び次項」を削り、「同条第1項各号」を「同法第37条の11第1項各号」に、「この項から第3項まで」を「この項及び次項」に、「同条第1項前段」を「前条第1項前段」に、「第4項」を「第3項」に、「100分の1.6」を「100分の1」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「規定により適用される第1項の」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附則第12条の2の2第1項を次のように改める。

租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社（以下この項において「特定中小会社」という。）の同条第1項に規定する特定株式（以下この項において「特定株式」という。）を平成12年4月1日から平成17年3月31日までの間に払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この項において同じ。）により取得（同法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）をした道民税の所得割の納税義務者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第2条第10号に規定する会社に該当すること

となるときにおける当該株主その他の政令附則第18条の6第1項に規定する者であったものを除く。)が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡(次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が3年を超える場合に限り。)をした場合における附則第12条第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額の2分の1に相当する金額とする。

(1) 当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社(当該特定中小会社であった株式会社を含む。以下この項において同じ。)が発行した株式に係る租税特別措置法第37条の10第2項に規定する上場等の日(次号において「上場等の日」という。)前に譲渡する場合 当該特定中小会社以外の者に対する譲渡で総務省令で定めるもの

(2) 当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社が発行した株式に係る上場等の日以後に譲渡する場合 その上場等の日以後3年以内に行われる譲渡(証券取引法第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。)で租税特別措置法第37条の10第2項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するもの

附 則

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第100条の改正規定、第101条の次に1条を加える改正規定、第109条、第110条及び第111条の2の改正規定並びに附則第18項の規定 平成16年6月1日

(2) 第44条の2及び第44条の10の2の改正規定並びに附則第7条の2の4第1項の改正規定(「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。) 平成16年7月1日

(3) 第44条の10の5第1項の改正規定(「若しくは中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法(平成11年法律第19号)第21条第1項第2号イ若しくは口の資金の貸付け若しくは施設の譲渡しを受けて、中小企業構造の高度化」

を「又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)第15条第1項第3号口の資金の貸付けを受けて、同号口に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に改める部分に限る。)及び附則第12項の規定 規則で定める日

(4) 第34条の2の改正規定 規則で定める日

(5) 第24条の改正規定 規則で定める日

2 次項から附則第9項までに定めるものを除き、この条例による改正後の北海道税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の道民税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成15年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

3 新条例第24条の2及び附則第12条の規定は、平成17年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成16年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第5条の3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に特定配当等(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第17号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第15号に規定する特定配当等をいう。以下この項において同じ。)に係る所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第15号)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。次項及び附則第7項において「新租税特別措置法」という。)第4条の2第9項及び第4条の3第10項に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に特定配当等に係る所得税法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正前の租税特別措置法(次項及び附則第7項において「旧租税特別措置法」という。)第4条の2第9項又は第4条の3第10項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

5 新条例附則第10条の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う新租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った旧租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道民税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第10条の2の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以

後に行う同条第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行ったこの条例による改正前の北海道税条例(以下「旧条例」という。)附則第10条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道民税については、なお従前の例による。

7 新条例附則第11条の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う新租税特別措置法第32条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第32条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道民税については、なお従前の例による。

8 新条例附則第12条の2の2第1項の規定は、所得割の納税義務者が施行日以後に行う同項に規定する特定中小会社の特定株式(新租税特別措置法第37条の13第1項第2号及び第3号に定めるものにあつては、施行日以後に払込みにより取得をするものに限る。)の譲渡について適用し、所得割の納税義務者が施行日以前に行った旧条例附則第12条の2の2第1項に規定する特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

9 平成17年度分の個人の道民税に限り、平成17年1月1日現在において、道内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る新条例第28条の規定の適用については、同条中「1,000円」とあるのは、「500円」とする。

10 新条例の規定中法人の道民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の道民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の道民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の道民税については、なお従前の例による。

11 次項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例に

よる。

12 旧条例第44条の10の5第1項に規定する資金の貸付けを受けて、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成14年法律第146号)の施行の日以後に不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

13 新条例第45条の3の規定は、施行日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

14 新条例附則第8条の4第4項及び第6項の規定は、平成17年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成16年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

15 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟者登録税については、なお従前の例による。

16 新条例附則第9条の2の2第3項及び第5項から第10項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

17 施行日前の旧条例附則第9条の2の2第4項及び第8項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

18 新条例第101条の2の規定は、平成16年6月1日以後に製造される軽油の販売、消費又は譲渡に対して課する軽油引取税について適用する。

19 新条例の規定中狩猟税に関する部分は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

20 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する入猟税については、なお従前の例による。

21 北海道核燃料税条例(平成14年北海道条例第68号)の一部を次のように改正する。

第9条中「(10) 道固定資産税」を「(9) 道固定資産税」に、「(11) 核燃料税」を「(10) 核燃料税」に、「(10)の2 核燃料税」を「(9)の2 核燃料税」に改める。